

保健・医療等体制

取りまとめ

・非常時における保健・医療等体制の在り方については、新型コロナウイルス感染症から得た教訓を踏まえ、まずは、国、都道府県・保健所設置自治体の役割や、どの主体がリーダーシップをとり責任を負うのかといったガバナンス関係を明確にすべきである。

・病床がひっ迫した問題については、病床の稼働率を向上させることが求められるが、そのためには、空き病床の把握と医療機関の役割分担、連携協力が不可欠である。

自治体の成功事例から、軽症から重症、重症から軽快といった患者の症状の変化に応じた医療機関間の患者の円滑な受け渡し(いわゆる「上り」、「下り」の連携)が重要であることが再認識できたことから、行政、医療機関だけでなく、国民目線に立って病床の見える化を進め、医療機関間の連携促進を図るべきである。

・また、病床確保のための補助金等の支援については、その在り方について検討するとともに、今後、よりの確な支援を迅速に行うためにも、医療機関の経営状況等の見える化(データ・ベース化)にも取り組むべきである。

なお、第5波において自宅療養者が多く発生したことを踏まえ、オンライン診療のさらなる活用についても検討を行うべきである。

・国立病院機構等の公的病院の非常時における病床確保の在り方については、その機能や規模等も踏まえ、具体的に整理すべきである。

・いわゆる「かかりつけ医」についての議論もあったが、医療機関の役割分担、在宅療養者の対応にも資することから、その在り方について検討を進めるべきである。

・非常時の保健所長に求められる資格要件・権限についても指摘があったことから、その在り方について整理、検討すべきである。

・なお、非常時に備えた地域完結型の保健・医療等体制の構築に必要な取組、国の支援の在り方について整理、検討すべきである。また、医療資源の分散化の是正に向けた取組、病床機能の在り方、病院の機能分化、人材確保等について、第8次医療計画等においても、具体的方策を示すべきである。